

改正

平成17年9月26日条例第237号

平成19年6月18日条例第28号

平成26年3月26日条例第2号

佐野市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定め、行政の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにより、市民と行政との信頼関係を深め、市政への参加を推進し、開かれた行政を確立し、より一層公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び議会をいう。

2 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関において管理しているものをいう。

3 この条例において「情報の公開」とは、実施機関が情報の原本若しくはその写しを閲覧に供し、又は原本の写しを交付すること（電磁的記録については、その種別に応じて別に定める方法を含む。）をいう。

(条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、市民の情報の公開を求める権利が十分に保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人の秘密その他通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正利用)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これにより得た情報を、第1条の目的に則し適正に用いなければならない。

(請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

(情報の公開義務)

第6条 実施機関は、公開の請求があつたときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し当該情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 人の財産又は生活を法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる侵害から保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

(4) 市の機関又は国等の機関の意思形成過程における事務事業に係る情報であって、公開することにより、当該意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う検査、試験、交渉、争訟その他の事務事業に係る情報であって、公開することにより、公正又は円滑な行政の執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(6) 公開することにより、人の生命、身体等の安全、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全の確保に支障が生ずるおそれのある情報

(7) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の定めにより公開することができないとされている情報

（一部公開）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に、非公開情報が記録されている部分が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該部分を除いて情報の公開をしなければならない。

（存否を明らかにできない情報）

第8条 公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(第三者の意見聴取)

第9条 公開の請求に係る情報に、実施機関及び情報の公開を請求したもの(以下「請求者」という。)以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開等の決定をするに当たり、当該第三者の意見を聴くことができる。

(請求の手続)

第10条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとするものの氏名及び住所(法人又はその他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地)
- (2) 請求しようとする情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関は、情報の公開の請求があつたときは、当該請求があつた日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、情報の公開をしない場合(第7条の規定により情報の一部を公開するとき、第8条の規定により公開の請求を拒否するとき、及び公開の請求に係る情報を保有していないときを含む。)はその理由を、及びその理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合はその期日を併せて通知しなければならない。
- 4 実施機関は、情報の公開の請求があつた場合において、直ちに情報の公開をする旨の決定(情報の一部公開をする旨の決定を除く。)をして、情報の公開をすることができるときは、第2項の規定にかかわらず、請求者に対し、当該決定を口頭により通知することができる。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を60日を限度として延長することができる。この場合において、延長する期間は、当該決定をするために必要とされる合理的なものでなければならない。
- 6 実施機関は、前項の規定により第1項に規定する期間を延長したときは、請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(情報の公開)

第12条 実施機関は、前条の規定により情報の全部又は一部の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、情報の公開をすることにより当該情報の原本を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該情報の原本の写しにより公開をすることができる。

(費用負担)

第13条 この条例による情報の公開の請求に係る手数料は、無料とする。ただし、原本の写しの作成（前条第2項の規定により原本の写しを作成する場合を除く。）及び交付に要する費用は、請求者の負担とする。

（不服申立てがあった場合の手続）

第14条 実施機関は、第11条第1項に規定する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、その不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく佐野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。ただし、次条第1項を除く。）に諮問しなければならない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

（佐野市情報公開・個人情報保護審査会）

第15条 前条第1項の規定による諮問に応じて審査するため、佐野市情報公開・個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 審査会の委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の委員は、再任されることができる。

6 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員として適さない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

7 審査会は、審査を行うために必要があると認めるときは、関係実施機関の職員、不服申立人、利害関係者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

10 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（情報の管理）

第16条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な実施に資するため、情報を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による情報の適正な管理を行うため、情報の作成、分類、保存及び廃棄に関する基準その他情報の管理に関する定めを設けるものとする。

（検索のための資料の作成）

第17条 実施機関は、情報を検索するための必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（運用状況の公表）

第18条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（他の制度等との調整）

第19条 法令等の規定により、実施機関に対して情報の閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本、抄本その他写しの交付を求めることができる場合（期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）における当該情報の閲覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

- 2 この条例の規定は、不特定多数のものに有償又は無償で配布するために発行される広報紙、図書その他の刊行物については、適用しない。
- 3 この条例の規定は、市立図書館等において市民の利用に供することを目的として管理している情報の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

(情報の提供)

第20条 実施機関は、この条例に基づく情報の公開を行うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するように努めるものとする。

- 2 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報の提供の推進等の情報提供施策の充実に努めるものとする。

(出資法人等の情報の公開)

第21条 市が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、その保有する情報の公開に関し適正な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 実施機関は、市が事業運営を助成している公共的な団体について、必要に応じ、市に準じた情報の公開の措置を講ずるよう要請するものとする。

(指定管理者の情報の公開)

第21条の2 市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 指定管理者を指定した実施機関は、当該指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第23条 第15条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、合併前の佐野市情報公開条例（平成10年佐野市条例第21号。以下「合併前の佐野市条例」という。）の適用を受けることとされていた情報及び合併前の田沼町情報公開条例（平成14年田沼町条例第12号。以下「合併前の田沼町条例」という。）の適用を受けることとされていた公文書並びにこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。
- 3 施行日の前日までに、合併前の佐野市条例又は合併前の田沼町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の田沼町条例の例によ

る。

（承継された合併前の情報の任意的公開）

- 5 実施機関は、合併前の佐野市、田沼町若しくは葛生町又は解散前の栃木県・県南病院組合若しくは安蘇衛生施設組合から承継された情報でこの条例の適用を受けないものについて公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 6 第10条の規定は、前項の規定による情報の公開の申出について準用する。

附 則（平成17年 9 月26日条例第237号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 6 月18日条例第28号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。